

「第2期愛知県歯科口腔保健基本計画」(案)に対する 御意見の概要と県の考え方について

| 番号 | 御意見の概要 | 県の考え方 |
|----|--|---|
| 1 | <p>2 基本方針Ⅱ 歯科疾患の予防【学齢期】 ライフコースアプローチの観点から、以下の記載をしてほしい。 「フッ化物洗口は、永久歯へと生え変わる時期である年長児から中学3年生まで実施することにより、効果的なむし歯予防が期待できる。また、この時期のむし歯予防が高齢期の口腔の状態を良好に保つことにつながることを、教育関係者にも理解を得ながら推進する。」</p> | <p>御意見の趣旨を踏まえ、以下のとおり本文中に記載します。 「フッ化物洗口は、永久歯に生え変わる年長児から中学生の頃に、幼稚園・保育所・こども園・小学校・中学校で実施することにより、効果的なむし歯予防が期待できます。フッ化物洗口実施施設の割合は、2019年度に37.9%と順調に増加し、永久歯のむし歯予防に成果を上げてきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による中断で2020年度に減少しています。また、フッ化物洗口実施率と12歳児のむし歯を有する者の割合に地域差が見られます。この時期のむし歯予防は生涯にわたって口腔を健康に保つことにつながるため、教育関係者等と連携しながら、フッ化物洗口の推進を図る必要があります。」</p> |
| 2 | <p>ライフコースアプローチの考えに則り、どのタイミングで誰がどう対策を行うかが重要である。フッ化物洗口は年長児から中学3年生まで実施することにより生涯に渡る教育的効果と永久歯の健康が期待できる時期と方策であると明記する必要がある。コロナ禍で中断したフッ化物洗口を再開でき、また、新たにフッ化物洗口を実施する市町村を、県が支え共に健康な子どもたちの育成に取り組む姿勢を明記してほしい。</p> | |
| 3 | <p>4 基本方針Ⅱ 歯科疾患の予防【高齢期】 次期計画にも『歯の健康づくり得点』を基本的な考え方に記載し目標値の一つに設定してほしい。</p> | <p>指標は設定しないものとします。 「歯の健康づくり得点」を用いた指標は、将来の8020達成につなげる目的で健康日本21あいち計画において設定し、その後、現行計画に引継ぎ、約23年間設定してきました。近年、歯と口の健康を取り巻く環境は変化し、オーラルフレイル対策を始め、新たな視点の評価が必要となりました。「歯の健康づくり得点」は、その変化に対応するには不十分な点があるため、第2期計画においては用いないこととします。</p> |
| 4 | <p>5 基本方針Ⅲ 口腔機能の獲得・維持・向上【乳幼児期・学齢期】 乳児期から口の機能、また食べることを見ていくことが重要と考えるため、乳児期、離乳期から口の発育状況が分かる歯科関係職が介入しているかの指標があると良い。</p> | <p>指標は設定しないものとします。 県では、乳幼児期の口腔機能発育の支援に係る、歯科専門職及び地域関係者等の資質向上と相互連携の促進を図っており、乳児期の口腔機能発育の支援体制の指標として、「1歳6か月児健康診査以前に歯科保健事業を実施している市町村の割合の増加」を設定しています。</p> |

| | | |
|---|---|--|
| 5 | <p>7 基本方針Ⅳ</p> <p>定期的に歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進</p> <p>【障がい者(児)・要介護高齢者・在宅療養者】</p> <p>指標に「歯科の協力体制のある～」とあるが、理解しづらいため、「歯科健診を実施している～」ではいけないか。</p> | <p>指標は設定しないものとします。</p> <p>歯科の協力体制とは、「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」第46条第2項に規定する協力歯科医療機関を定めるなど、日常的に歯科との相談、受診などができる体制を想定しています。</p> <p>現行計画の指標「障害者支援施設及び障害児入所施設での歯科検診実施率の増加」が最終評価においてほぼ達成しているため、第2期計画では、歯科健診に留まらないさらなる連携を目指した指標としています。</p> |
|---|---|--|